

医療法人財団弘慈会石橋病院通所リハビリテーション

重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 財団弘慈会
- (2) 所在地 宮城県栗原市若柳字川北堤下 27 (電話番号 0228-32-2583)
- (3) 代表者 理事長 石橋 弘二
- (4) 設立年月日 昭和 62 年 8 月 1 日

2. 事業の概要

- (1) 事業所の種類 通所リハビリテーション
平成 15 年 5 月 30 日指定宮城県 0411310147 号
- (2) 事業所の目的 当事業所は、介護保険関係法令に従い、利用者が、その有する機能に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 医療法人財団弘慈会石橋病院
- (4) 事業所の所在地 宮城県栗原市若柳字川北堤下 27
電話番号 0228-32-2583
- (5) 事業所長名 管理者 石橋 弘二
- (6) 運営方針 在宅において介護を要する利用者に対し、日常生活援助並びに社会的孤立感の解消及びリハビリテーション等により心身の機能回復や維持を図ります。
また、リハビリテーションとは心身機能・活動・参加などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならない。
- (7) 開設年月日 平成 15 年 6 月 1 日
- (8) 利用定員 30 名

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 若柳地区とする。
- (2) 営業日及び営業時間
営業日 日曜日を除く全日 ただし、年末年始を除く。
サービス提供時間（基本時間帯） 9：30～16：30
(ご希望に応じ、延長が可能です。)

4. 職員の配置状況

- (1) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション従事者
医師 2 名（管理者兼務）
通所リハビリテーションの提供、リハビリテーション会議を行う。
理学療法士及び作業療法士 3 名以上（常勤・兼務）
利用者のリハビリテーション及び利用者の生活相談、処遇の企画や実施を行う。
介護職員 3 名以上(非常勤含む)
利用者の日常生活全般にわたる介護業務及び利用者の生活相談、
処遇の企画や実施を行う。
調理理員 2 名(常勤・兼務)
利用者の食事の調理を行う。

(2) 主な職種の勤務体制

介護職員	日勤	8時30分～17時30分	4週8休
理学療法士	日勤	8時30分～17時30分	4週8休
作業療法士	日勤	8時30分～17時30分	4週8休
調理員	日勤	8時30分～17時30分	4週8休

5. サービスの内容と利用料金

(1) 主なサービスの内容

リハビリテーション	プログラムに基づいた身体機能の維持向上、機能低下防止等の訓練、指導の実施
健康管理	健康チェック等による状態把握及び健康管理の実施
入浴	一般浴、特別浴、寝たきり老人等に対する介助浴の実施
給食	利用者への食事の提供と栄養指導の実施

(お昼：日替わり定食・おやつ・フリードリンク等)

送迎 利用者の送迎サービスの実施

レクリエーション 集団体操、趣味活動（クラブ活動）等を実施

(2) 利用料 ※介護度及び、介護保険負担割合によって料金は異なります

通所リハビリテーション（1日あたり） 6時間以上7時間未満のご利用の場合

要介護度	介護報酬 単位	サービス 体制強化 加算	リハビリ テーション 提供体制加算	入浴加算	送迎 減算
要介護1	715	(1)22 (2)18	24	(1)40	行わない 場合 ※片道 -47
要介護2	850				
要介護3	981				
要介護4	1137				
要介護5	1290				

介護予防通所リハビリテーション(1か月あたり)

要介護度	介護報酬 単位	サービス 体制強化加算
要支援1	2268	(1)88 (2)72
	2148	
要支援2	4228	(1)176 (2)144
	3988	

中山間地域加算	介護職員等処遇改善加算
	要支援1・2 要介護1～5 所定単位数
×5%	×8.6%

* 中山間地域加算の算定地域は栗原市内及び一関地域が対象となります。（若柳及び登米市は除く）

(3) 利用料金の支払い方法について

原則として、月毎に精算書を発行させていただきます。精算内容をよくご確認のうえ、自己負担金分を月毎にまとめて納入していただきます。尚詳細については契約者と事業所が協議し決定します。

(4) 利用料金の支払い期限について

原則として、請求日より3ヶ月間滞納された場合につきましては、以後の利用はできなくなります。

(5) 利用の中止・変更・追加等について

利用の予定日前に、利用者の都合により通所リハビリテーションの利用を中止または変更したり追加する節はできるだけ早めにお知らせください。利用中止の場合、前日までにご連絡をいただいた方には取り消し料はいただきません。

事前にご連絡がなく当日になって欠席された場合は取り消し料といたしまして食事に関わる費用(個人負担分700円)をご負担いただきます。

6. 介護保険の給付対象とならないサービス (利用料金の全額がご本人の負担となります。)

- (1) 食費 1回あたり700円 (お昼：日替わり定食・おやつ・フリードリンクを含む。)
- (2) 日用品費 (個人的に使用されます日用品)
別途実費負担 (紙オムツM135円・L147円・尿取りパッド40円・リハビリパンツM180円・L190円・LL200円)
- (3) クラブ活動及びレクリエーション時等使用されます材料費
別途実費負担 (趣味活動材料費等)

7. 苦情の受付

事業所でのご利用に関わる苦情や相談については、下記の通りとなっております。

※苦情受付窓口：作業療法士 高橋亨祐
受付時間 8時30分～17時30分

※栗原市介護福祉課
※国民健康保険団体連合会

8. 夜間連絡について

「17:30～8:00」においてはご用件がある場合、下記の番号に連絡をお願い致します。

電話番号 0228-32-2583

9. 緊急時における対応策

- (1) 利用者の健康や症状に急激な変化があった場合には、家族や掛かり付けの医師と連絡を取りその指示により、適切な対応を致します。
- (2) 急迫な対応が必要と認められる場合については、石橋病院へ通院させていただく場合もございます。
- (3) 地震や火災などの非常災害の場合には石橋病院通所リハビリテーションの消防計画に沿って対応致します。

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

11. その他の重要事項

(1) 診断書の再提出

申請時に利用者ご本人の診断書をいただきますが、有効期限を6ヶ月間とさせていただき、検査月日より6ヶ月を越えた部分につきましては、再度診断書の提出をお願い致します。

又、入院され退院後再利用時にも診断書の提出をお願いいたします。

(2) 第三者評価の実施

宮城県が指定する福祉サービス第三者評価機関が定期的の実施し、事業所サービスの適正化及び、透明性の確保に努めています。